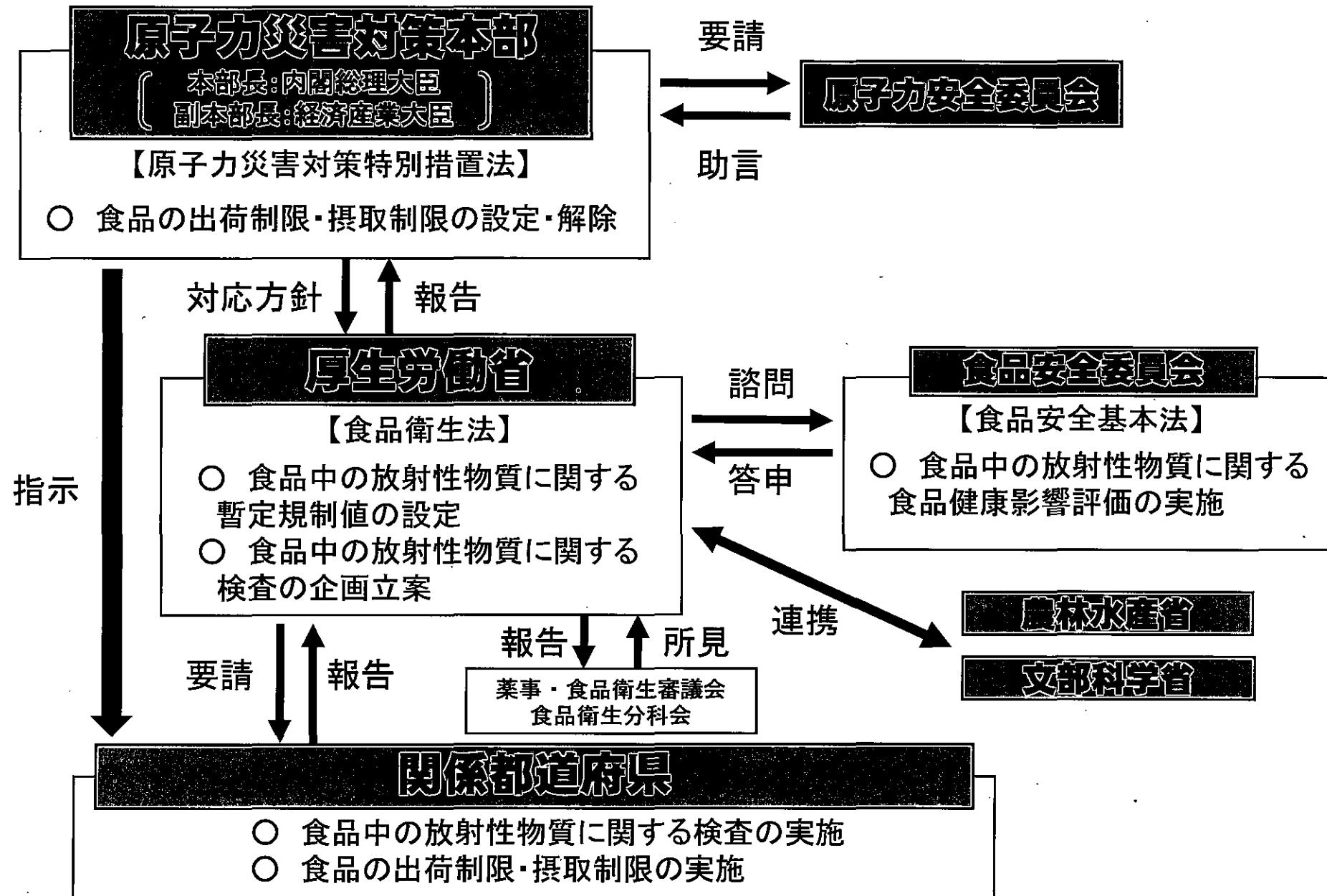
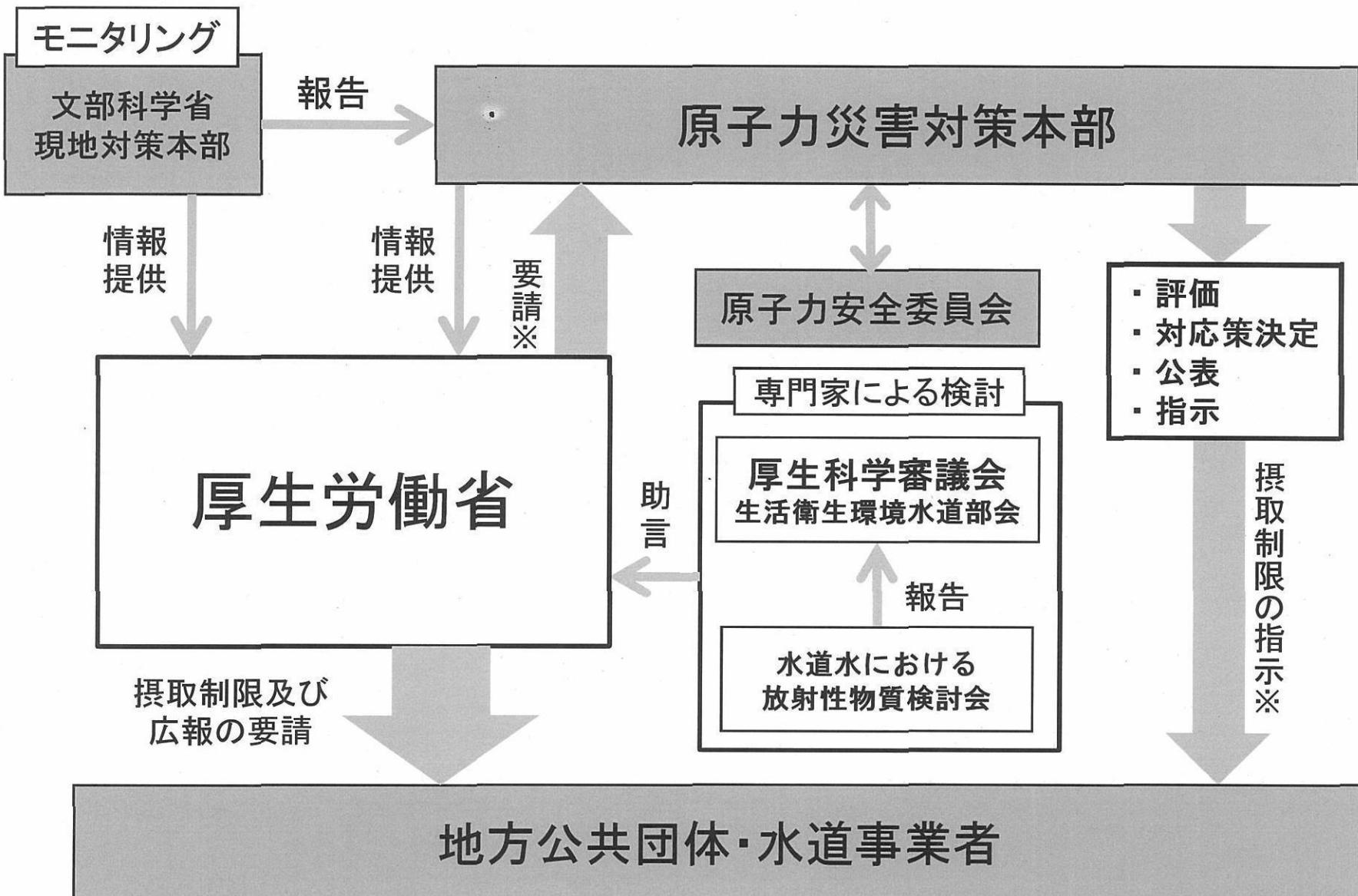


# 食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム



# 水道水中の放射性物質をめぐる対応のスキーム



※ 水道水については、原子力災害対策本部を通じた摂取制限は実施されていない。

# 食品及び水道水に係る放射性物質対策の比較

		食品	水道水
対応方針		原子力災害対策本部の決定	地方自治法に基づく助言 (原子力災害対策本部の決定を要請することは可能だが実施していない)
暫定規制値	根拠	食品衛生法	地方自治法に基づく助言
	内容	原子力安全委員会の「飲食物摂取制限に関する指標」を準用。	原子力安全委員会の「飲食物摂取制限に関する指標」及び食品衛生法の暫定規制値を踏まえ設定。
検査	位置付け	原子力災害対策特別措置法の規定に基づく出荷制限・摂取制限の措置の前提	地方自治法に基づく助言としての摂取制限及び広報の要請の前提
	根拠	食品衛生法	地方自治法に基づく助言
	主体	関係都道府県が自ら、又は登録検査機関等に委託して実施。(厚生労働省としても、検疫所、研究所等を紹介。)	関係都県及び水道事業体が自ら、又は民間検査機関等に委託して実施。(厚生労働省としても、研究所、大学等を紹介。)
	品目	非結球性葉菜類・乳 主要農産物・市場に流通する食品	水道水
	区域	関係都道府県がその圏域を区分。	水道事業体ごと
	頻度	各々の品目及び区域について、週1回程度。	1週間に1回以上を目途(指標等を超過した場合、指標等に近い値が測定されている場合には毎日測定)。
	方法	「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」を参照。	「水道水(浄水)中の放射能測定のための試料の採取及び留意事項」を参照。

# 食品及び水道水に係る放射性物質対策の比較

		食品	水道水
出荷制限・ 摂取制限	根拠	原子力災害対策特別措置法	地方自治法に基づく助言
	主体	原子力災害対策本部が指示。 関係都道府県が実施。	厚生労働省が要請し、水道事業体が実施。
	設定条件	暫定規制値を超過した品目について、地域的な広がりが認められる場合には、出荷制限を設定。 暫定規制値を著しく超過した品目について、サンプル数にかかわらず、摂取制限を設定。	直近3日分の平均値が指標等を超過した場合。 ただし、1回の検査結果でも指標等を著しく超過した場合も対象。
	解除条件	各々の品目及び区域について、原則として複数の市町村で1週間ごとに検査を実施した結果、3回連続で暫定規制値を超過しなかった場合には、出荷制限・摂取制限を解除。	直近3日分の平均値が指標等を下回り、かつ検査結果が減少傾向の場合解除。
その他	供給停止に際しての代替物の有無	有	無
	事業者の供給義務の有無	無	有